

池田町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震等災害によるブロック塀等の倒壊事故被害を防止し、安全なまちづくりを推進するため、道路に面したブロック塀等の撤去を行おうとする当該ブロック塀等の所有者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む。）で、道路からの高さが60センチメートル以上のものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内の住宅又は事業所の敷地内において、次の各号のいずれにも該当するブロック塀等の撤去を行おうとする当該ブロック塀等の所有者で町税等に滞納が無い者とする。

- (1) 町内に存するブロック塀等が、道路に面しており、かつ高さが60センチメートルを超えるもの。
- (2) ブロック塀等を撤去する延長は2メートル以上あること。
- (3) 同一敷地内における補助対象事業に対する補助金の交付は、1回に限る。

2 前項の規定にかかわらず、敷地内の建物等の売却を目的としたブロック塀等の撤去を行うものは、補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ブロック塀等の撤去に係る合計金額（消費税抜）の2分の1の以内の額とブロック塀等1平方メートル当たり1万円により算定する事業費の合計のいずれか少ない方の額とし、1件当たり上限を10万円とする。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、池田町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図（撤去工事の内容を表した図面等）
- (3) 撤去するブロック塀等の写真
- (4) 撤去工事費の見積書の写し

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、池田町ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、計画変更の承認を受けようとする場合は、池田町ブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書（別記第3号様式）に変更内容がわかる書類を添えて、あらかじめ町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、池田町ブロック塀等撤去費補助金変更承認通知書（別記第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(完成届)

第8条 補助対象者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、完成届（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく町長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事費の領収書の写し
- (2) 工事着手前及び工事完了後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金額確定の通知)

第9条 町長は第8条の規定により提出された完成届を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し池田町ブロック塀等撤去費補助金交付確定通知書(別記第6号様式)により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 事業の完成検査が終了したときは、池田町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書(別記第7号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、池田町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書(別記第7号様式)による請求に基づき、補助金を支払うものとする。

(工事完了後の交付申請)

第12条 第5条、第6条、及び第8条の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた者は、工事完了後においても補助金を交付することができる。この場合において、補助金の交付を受けようとする者は、申請書に次の書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 平面図（撤去工事の内容を表した図面等）
- (3) 撤去するブロック塀等の写真
- (4) 撤去完了後の写真
- (5) 撤去工事費の領収書

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又は補助金交付の条件若しくは町長の指示に違反したとき。
- (2) 対象工事を承認なく変更等したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 補助対象者は、町長が補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金等が交付されているときは、池田町ブロック塀等撤去費補助金返還請求書（別記第8号様式）により補助対象者に通知し、町長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の池田町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に受理した申請書から適用する。ただし、施行日前に受理した申請書については、なお従前の例による。